

富山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（備品等購入費等）
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令、国が定める「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」（令和8年3月27日厚生労働省発老0327第2号厚生労働事務次官通知別紙）、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和8年3月27日老発0327第2号厚生労働省老健局長通知別紙1。以下、「実施要綱」という。）及び富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）に定めるもののほか、富山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）介護事業所等

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所（地域密着型、認知症対応型含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、福祉用具貸与事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所

（2）介護施設等

介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

（補助金の交付）

第3条 知事は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護事業所等・介護施設等に対する支援を行うため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。補助金は精算払いとする。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、補助金の交付の対象となる介護事業所等・介護施設等を運営する団体又は法人等であって、知事が適当と認める者（以下「対象法人等」という。）とする。

（交付の対象等）

第5条 補助金の交付の対象となる基準単価は、別表に掲げるとおりとし、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす介護事業所等・介護施設等とする。

- （1）令和7年9月1日時点において、稼働しており、入所者、入居者又は利用者に対しサービスを提供していること。
- （2）補助金の申請日時点において、介護事業所等・介護施設等を廃止又は介護事業所等・

介護施設等の全体を休止しておらず、かつ、その予定がないこと。

(3) 富山県内に所在する介護事業所等・介護施設等であること。

2 補助金の交付は、1 介護事業所等・介護施設等につき 1 回限りとする。

(対象経費等)

第 6 条 この補助金は、令和 7 年 12 月 16 日から実績報告日までの間に補助対象者が負担した備品等購入費等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、前条第 2 項に定める補助基準単価を上限として、交付する。

(交付する補助金の額)

第 7 条 交付する補助金の額は、実施要綱別添 1 の規定により算出された額とする。なお、対象法人等が運営する介護事業所等・介護施設等が複数ある場合は、算出された額の合計額とする。

2 補助事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 8 条 対象法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第 1－2 号）
- (2) 事業実施計画書（事業所単位）（様式第 1－3 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第 9 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第 2 号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を行うために締結する契約については、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、適正な価格で契約するものとする。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機器、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が定める別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から 5 年間保存しておかななければならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(軽微な変更)

第10条 前条第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業の内容を著しく変更すること。
- (2) やむを得ない事由以外の事由により補助金額を20%以上変更すること。

(交付の決定)

第11条 知事は、第7条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定をし、通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別精算額一覧(様式第4-2号)
- (2) 事業実績報告書(事業所単位)(様式第4-3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)3月6日から施行し、令和7年(2025年)12月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)7月6日から施行し、令和8年(2026年)4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

介護事業所等・介護施設等の種別	補助基準単価
○訪問介護事業所 (1)集合住宅併設型（同一建物減算がある事業所） (2)上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下 (3)上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下 (4)上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	<備品・設備の購入費分> (1)1事業所あたり200,000円 (2)1事業所あたり300,000円 (3)1事業所あたり400,000円 (4)1事業所あたり500,000円
○通所介護事業所 (1)1月あたり延べ利用者数300人以下 (2)1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下 (3)1月あたり延べ利用者数601人以上	<備品・設備の購入費分> (1)1事業所あたり200,000円 (2)1事業所あたり300,000円 (3)1事業所あたり400,000円
○訪問入浴介護事業所 ○訪問看護事業所 ○訪問リハビリテーション事業所 ○通所リハビリテーション事業所 ○特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く） ○福祉用具貸与事業所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○夜間対応型訪問介護事業所 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○認知症対応型共同生活介護事業所 ○地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く） ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 ○居宅介護支援事業所	<備品・設備の購入費分> 1事業所あたり200,000円
○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○短期入所生活介護事業所 ○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム	<備品・設備の購入費分> 定員1名あたり6,000円

※訪問介護事業所の延べ訪問回数及び通所介護事業所の延べ利用者数は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。

※介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

※介護事業所等・介護施設等について、助成の申請時点で指定を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後に助成対象とする。

※各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。